

【資料】

温故知新

日本の家畜防疫の幕明け(3)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

以上を通覧するに本布告は伝染病の感染経路、予防制圧の対策、保健衛生思想の涵養、防疫制度の啓発という点について、明治初頭我が国医学および獣医学会に投げられた第一弾であって、実に暗夜の黎明と言うも差し支えないのである。日本文化の進展がすべて西洋文化の模倣により拙速に行われた当時の模様が、こうした方面にまでも現れているのは止むを得ないとしても、獣医、家畜衛生がこの時代によく重要視せられ、予防医学がリュンドルペストにより科学的且つ組織的に進展してきたことはまことに欣快(きんかい：非常にうれしいこと)とするところである。

本法発布当時において、リュンドルペストは家禽獣類のみならず人にも伝染するものと考えていたことは、右予防法内容によって推定されるのであるが、これが一面において本病のようによく重大視せられ、予防に焦燥した原因の一つであらねばならぬ。而して本予防法中には特に海港家畜検査制度の濫觴とも見られ、すべき規定が設けられ、殊に厳原藩に対し牛皮の輸入禁止を通達せられているなど、なるべく厳重に防疫に力を尽くしているところよし推せば、既に当時牛疫ますます志那、満州、シベリア、朝鮮に蔓延猖獗を極め、ようやく本邦に侵入せんと危機をはらんでいたものと思われる。

(注) 本布告の公布日が6月7日とあるにかかわらず、前記訳文警告の日付が6月27日とあるは、後者の太陽暦日によりたるに對し、本邦においてはまだ旧暦によったのである。太陽暦の改正は明治5年11月9日 太政官布告第三三七号により、明治5年12月3日を以て明治6年1月1日となすとありて改暦されている。

さらに前記太政官布告に次いで民部省(明治2年4月8日官制制定さる)より6月14日付布達を以て、リュンドルペスト予防に關し、左の通り取締方を各

府県藩に命じ、太政官布告の予防法を一掃厳重に勵行せしめている。(法令全書明治四年四七〇頁)

四. 悪性伝染病予防注意の事

明治4年6月14日 民部省第14号を以て左のごとく悪性伝染病予防に關し注意書を各府県に布達された。

今般シベリア海岸ヨリ悪性伝染疫流行ノ趣相聞候間予防法之儀此程一般ニ御布告相成候ニ付追ッテ相達候迄府藩県ニ於テ左之通取締相立可申且沿海港湾有之地及避僻之郷ニ至ッテハ注意可致事

布達文の訳：今般シベリア海岸より悪性伝染疫流行の趣、相聞こえ候あいだ、予防法の儀、このほど一般に御布告相成り候につき、追って相達し候まで、府県藩において左の通り、取締り相立て申すべし、且つ、沿海港湾有するの地および避僻の郷(へんぴな土地)に至っては注意いたすべしこと

一、牧畜場有の地は言うに及ばず市在共、斃畜取り扱い伺いの儀、総て予防法に掲載有の候通り、屹度(きつと：確実であるさま)取締り相立て候様所置致し、時々官員巡視懇篤(こんとく：親切丁寧で心がこもっていること)相諭すべし事

一、総て病により斃れし禽獸を売買いたし、或いはその肉を自他の食料に充て、またはその皮を剥ぎ用い候儀、嚴重に禁止いたすべき事

一、もし、前条の禁止を違犯する者有の候は、嚴重に取りただし罪名を伺うべし。且つ、他より訴え出し候者有の候は、その賞(ほうび)の為、鳥目(ちょうもく：中に穴があつて鳥の目に似ていることから錢の異称)30貫文即時に差し遣うべし候、右これを兼ねて触れ示すべし事

一、港湾など商船輻輳(ふくそう：物が一カ所に集中して混雑している状態)の地は、輸入の諸品を篤と検査いたし、皮革の類陸揚げの儀は嚴禁令(いいつくる)べし事

一、船中もし病者あらば検査の上他の病に係るものは上陸を許し、時疫に類する病者はみだりに上陸を許さず相当の処置あるべし事

一、総て輸入品改め方嚴重に相成り候上は、内外密商の懸念少なからず候間、沿海の地は右取締りの筋に専ら注意致すべし事

一、伝染疫に類する病者有の候は、医員を以て篤と検査いたすため、そこ患いの徴候を詳密に記載し、早速届け出るべし事

ただし、患者治療の方法および看護の者心得を不日(ふ

じつ：すぐであること）頒布相成すべし事

右の外、総て予防法の旨趣（ししゆ：趣旨）に基づき嚴重に処分致すべし事

以上悪性伝染疫注意書によれば、斃死禽獣の取り扱いから輸入品の検査など、随分嚴重な規定を設け、皮革の輸入禁止は勿論、下手をすれば人の上陸まで禁止しかねまじき情勢であった。これは主として本文に見ゆるがごとく、本病の人に伝染するを恐れたことが重大原因をなしていることは、誰しも推し得られるのであって、科学の幼稚な時代には、こうした不合理な事柄が各方面に繰り返されていたであろうと言うことは、この一事についてうかがわれるのである。

【第二章 五. リュンドルペスト(牛疫)説の訳文頒布によせて】

そもそも牛疫とはどのような病気なのか、おそらく当時の大部分の人は承知していなかったと思われます（かくいう私自身、知っているのは病名だけです）。そんな中、大学東校（東京大学の前身）の研究者がヨーロッパの文献をもとに本症の解説をされており、本症の進行に伴う症状の変化に関する詳細な記述は、文字からもその恐ろしさが伝わってきます。さらに後段の“予防法”のところ、人は牛疫のウイルスを伝播するが、感染・発病はしないことも説明されています。これは牛疫の病原性（体）の正しい理解につながった反面、人への危害がないことが分かったためか牛皮などの輸入禁止の解除を行い、その結果、後年、国内での牛疫大発生につながっている。

五. リュンドルペスト説の訳文頒布

その後、明治4年7月5日 太政官第三二九号を以て牛疫予防に関して左のごとき訳文頒布の布告を発せられて追々本病の病性が明瞭になり来たったのである。（法令全書明治四年二七七頁）

太政官布告 第三二九号 明治四年七月五日

先般御布告ニ相成候伝染病疫之儀ニ付猶又大学東校ニ於テ別冊之通訳述候條頒布候事

布達文の訳：先般御布告に相成り候伝染病疫の儀につき、なおまた大学東校において別冊の通り訳述候すじ、頒布候こと

リュンドルペスト説

大学小助教 石黒 忠直 述

リュンドルは角獣類、ペストは時疫の儀にして、即ち獣類伝染病の儀なり。和蘭レーデン府第一等獣畜医「ステーゲルワルド」氏所著家畜治療書にその症状並びに病

死解剖説と治法とを載せたり。近日上海在留外務省官員の報知によれば、今年この病専らシベリア地方に行われ、これがために獣畜の斃ること甚だ多しという。蓋し（けだし：まさしく）牧畜盛んなる地に一牧場に数千頭を牧し、一柵中に数十頭を飼うゆえに、もし一獣この病に感じてそのし尿、唾液の糞（まぐさ）飲水等に混ざる時は、他獣必ずこれによって感染し、駿々として（早いこと）満場満野に及び、ついに全国に蔓延す。皇国の如きは牧場広くし獣畜少なく、したがってこの憂いもまた大ならずといえども、方今（ほうこん：ちょうど今）朝廷さらに牧養の業興さんと給い、庶民もまたようやくこの業に就きしものなれば、忽に（おろそかに）すべからず。元来、生霊を健全に保ち疾病を未発に防ぐ者、我が道の本旨なれば予め予防法を記し、以て四方に布かずんばならず。しかれどもこの疫、未だ皇国に流伝せざるを以て親ら（みずから）病屍を剖検して病理を考究することを得ず。故にこの篇は主に「ステーゲルワルド」氏の説を訳記し、次に上海報知の症状を録す。その他なお精密の方法においては海外の再報を待つのみ

病論

リュンドル疫の病たる年齢および時令（じれい：時節）かかわらず、その流行に方れば（あたれば）殆ど免れるもの少なし。しかれども、一回これに患えば終生再感することなし。その病性、猖獗にして伝染速やかなれども、幸いにして常に流行甚だ稀なり。その流行するや殊に戦争の後、自国の家畜を屠り（ほふり：体を切り裂く）尽くし、他方より死畜を輸入する時、この流行を伝来することあり。昔年嘗て（かつて）「ポドリ」(地名)「オンカリー」(地名)より死畜をドイツに輸入し、更に和蘭（オランダ）に輸送せし時、独蘭（ドイツ・オランダ）の二国に大いに流行せしことあり。和蘭においては1800年代の初めと5ヶ年前とに流行し、普漏生国（プロイセン国？）にては去年仏蘭（フランス）と戦争の時この流行に逢えりという。

症状および経過

病初に寒熱を発し、頭首を震掉（しんとう：震わせること）し、あるいは憔悴困臥（しょうすいこんが：くたびれて寝ること）するものあり。或いは、頓躁（とんそう：こうふん）悶死するものあり。あるいは、四足にて地上を叩き或いは咬牙（こうが：歯ぎしり）して以て苦状を現す。而して漸く咳嗽を發し体温変換し、初めは鼻口乾燥して熱し、眼は湿して乾燥せざれども、終には鼻眼共におびただしく粘液を流するに至る。但し、病初1、2日はなお食思ありて、まぐさを食べども、平日のごと

く反芻すること能わず。口内を検すれば唾充滿し、舌口蓋齒齦肉の表面に小さき胞瘍を發し、破開すれば紅色の痕を遺し、微く（ちいさく）出血す。もし腰椎の辺りを圧せば必ず基部を下に牽曲す。また四足を一所に集めて臥し、以て背を屈鉤す。病機漸く亢進すれば下痢を發し、尾を動揺し皮下に氣腫を生じ、4日乃至7日にして斃る。

上海報知によれば獸畜、リュンドルペストに罹れば筋肉、殊に頸背の諸筋に痙攣（けいれん）搐搦（ちくじゃく：ひきつること）を發し、戦慄の状を見、背を屈し四肢を一所に集め大いに煩渴（はんかつ：しきりに欲しが）して食嗜なく眼の内皆に脂粒を結び、第2日に至りて下痢を發し、下痢亢進すれば赤痢となり、第3日第4日の後大いに衰弱し、経過急なるは7日、慢なるは20日に至るその流行の病性軽き時は100匹の病獸中10乃至20匹は回復し得可（うべ）けれども病性重きに至りては、100中100死を免れず。

病屍解剖説

獸屍を剖視して著目すべき症状は、「ブーク」胃甚だ膨脹して、且つ硬く中に乾きたる糜爛物を含み胃粘膜の表面に黒色を現し、乾燥し剥離しやすく、「レグ」胃および腸はきんしょう（からだの一局部が赤く腫れ、熱をもっていたむこと）の症徴を現し、あるいは壞疽に傾くものあり。脾は蒼白色に変じ、あるいは弛緩し、あるいは縮小す。肝は赤色にして軟らかに変じ、胆のうちには大量の胆汁を充滿す。肺臓その他全身諸部別に異常なし。但し、筋肉の色鮮紅ならず。

予防法

それ此の病性の猖獗なると伝染の迅速なるとを以て未だ確たる治法あらず。もし、この疫病に罹れる獸畜あらば、ただ速やかにこれを殺し、その屍を焼き捨て、以て伝染を防ぐの策あるのみ。然れども、全部全国牧養を業とする民多き時は、また、政府より嚴令を下して普く（あまねく）その伝播を防ぎ、以て予防法を守らしむべし。

上海の新報によれば、この毒の伝染は他の伝染病のごとく大氣の媒介によって数百里外に伝播するものに非ず。故にその予防法またただ（はなはだ）難しからず。もし、一獸この病に罹れば速やかにこれを捕らえ、別に隔絶せる柵中に畜い（飼い）、且つ、その獸触れる所の秣、飲料水は決して之を他畜に与うべからずと言う。以上挙ぐる所は畢竟（ひっきょう：最終的な結論として）ただ家獸の伝染病にして復（また）人に伝染するものに非ず。即ち例えれば、南牛舎の牛この病に罹り、北牛舎の牛つがなきも、南牛舎の牧者北牛舎に往来すれば北牛舎の牛またこの病に罹れども、牧者は少しも患いを受けるこ

となしと言う。これ以てその人に伝染せざるの左証とすべし。

以上、リュンドルペストに関して、大学東校に洋書を翻訳せしめ予防施設の指導を為さしめたるは、先に文久2年「コレラ」流行に際して洋書取調所教授方ををして蘭書を翻訳せしめ、その予防治療に関する所説をあつめて上梓し、これを一般に知らしめたる故知に倣ったのであると言われている。

右翻訳により、大体においてリュンドルペストの本体を掴み得たものの如く、爾来リュンドルペストは専ら家畜の伝染病として、諸藩の政令も公衆衛生上に及ぼしたるものなく、純然たる家畜伝染病予防法の根幹として活用されるに至った。然して、この間、公衆衛生方面においてはコレラ侵入し、これに対する諸藩の予防規定がようやく設けられんとするに至った。

然るに同年10月に至り、民部省は「リュンドルペスト」の予防を当初重要視したほどの必須事でもないと考えたのか、または畜産物の需要に迫られて輸入関係に考慮を払うに至ったのか、将又（はたまた）人類に感染しないということが判明してきたためであるか、左記の通り同省布達第五一八号を以て各海港における輸入禁止の解除を命じた。恐らく必要欠くべからざる畜産物の需給関係と人類に感染せずということがこの結果を生んだものと推察されるのであるが、更に、明治6年3月には太政官布告第七六号を以て同四年六月十四日付 民部省布達第一四号を緩和して、斃獸の皮骨肉の利用をむしろ奨励せるが如きは、当時国民の家畜衛生思想乏しく、獣医学術の幼稚なりし時代において、しかも対岸諸国に恐るべき牛疫流行の警告あるにかかわらず、無謀なる朝令暮改の殷鑑（いんかん：戒めとすべき失敗の前例）は、遠からず同年七月の頃、牛疫侵入大惨害を見るに至った。ために漸次發達の機運に向かいつつありし我が家畜業も、ここに一頓挫を來すに至ったことは、その侵入蔓延の動機があるいは不可抗力であったかも知れないにしても、当時の為政者の気持ちが当初の緊張から漸く緩んできて、不幸なる認識不足に陥り事態を樂觀し過ぎた罪として非難の咎を受けても致し方はあるまい。まことに遺憾の次第である。

【次号に続く】